

総 社 市 教 育 委 員 会 会 議 録

1 開 会 令和6年9月20日 午後 2時00分

2 閉 会 令和6年9月20日 午後 3時45分

3 場 所 総合福祉センター2階 教養研修室

4 出席又は欠席した委員

出席委員

教育長 久 山 延 司

教育長職務代理者 三 宅 眞砂子

委 員 三 上 啓 子

委 員 瀬 尾 英 子

欠席委員

委 員 児 島 塊太郎

5 会議に出席した者

教育部長 江 口 真 弓

教育部参事兼教育総務課長

藤 原 直 樹

教育部参事兼部活動地域移行推進室長

矢 吹 慎 一

学校教育課長 村 山 俊

こども夢づくり課長 大 西 隆 之

教育総務課主幹 高 谷 直 樹

6 会議録署名委員

久 山 延 司 瀬 尾 英 子

7 付議事件

議案第19号 総社市立学校職員服務規程の一部改正について

原案可決

議案第20号 総社市教育委員会表彰について

原案可決

8 議事の概要 別紙のとおり

【開会 午後２時００分】

◆久山教育長 ただいまから教育委員会を開会いたします。

この教育委員会には、議案２件が付議されております。まず、議事録の署名委員についてであります。会議録署名委員は、会議規則第１６条の規定により、私のほか出席委員中、瀬尾委員にお願いします。

では、議案第１９号「総社市立学校職員服務規程の一部改正について」事務局から説明願います。

◆藤原教育総務課長 失礼いたします。それでは、議案第１９号「総社市立学校職員服務規程の一部改正について」ご説明いたします。この規定につきましては、総社市立の学校、幼稚園に勤務する職員の服務について定めているものでございますけれども、この度、出退勤の際の押印の省略、それから私用で旅行をする際の届出についてのルールの見直しなどを改正しようとするものです。改正前後表によりまして、ご説明をさせていただきます。まず第３条は、出退勤における規定でございます。これまで出勤簿に押印を求めておりましたけれども、現在、小中学校等県費の教職員の方には、出退勤システムが導入されておりまして、出退勤の記録をそちらのシステムでされているという実態に合わせて、押印を求めないようにするものでございます。ただ、出退勤システムが使えない市費の先生等につきましては、これまで通り押印を求めることとしております。第１２条は、出退勤システムの導入に伴います文言の修正でございます。第１３条から第１５条までは、私用での旅行の際の届出のルールについて見直しをするものでございます。校園長が出張で県外に旅行する場合、それから県内でも３日以上旅行する場合の教育委員会への届出はこれまで通りでございます。今回見直しを行っているのは、私用で旅行する際の届出についてのルールですけれども、これまで私用での旅行をする場合には、日数、行き先に関係なく、校園長は教育委員会へ、その他の教員は校園長へそれぞれ届出をする必要がございました。この届出を、外国旅行と５日以上の国内旅行をする際に限定しようとするものでございます。なお、この外国旅行、５日以上の国内旅行と言いますのは、総社市の職員の例に合わせたものでございます。また、旅行の復命につきましては、これまでも実際には公務、出張の際に求めていたものでございますけれども、改正前の第１５条では、単に旅行という表現でございまして、少しわかりにくい規定となっておりますので、この際改正するものでございます。附則といたしまして、この改正内容につきましては、学校への周知期間を設けるために、１１月１日から施行することとしております。以上でございます。

◆久山教育長 はい。ただいま事務局から説明がありましたが、議案第１９号について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。押印省略と、旅行届の簡略化ということです。よろしいでしょうかね。

◆三上委員 いいことだと思います。

◆久山教育長 ありがとうございます。では、お諮りいたします。議案第１９号については

可決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◆久山教育長 それでは異議がないようですので、１９号は可決ということにさせていただきます。次に、議案第２０号「総社市教育委員会表彰について」事務局から説明願います。

◆高谷教育総務課主幹 それでは議案第２０号「総社市教育委員会表彰について」ご説明いたします。今年度の教育委員会表彰の候補としまして、浅沼弘様を推薦させていただきます。浅沼様は昭和地区で生まれ育ち、地域の通学路の環境整備や子供が参加できる行事を開催するなど、昭和地区の活性化のために多くの活動を行ってきておられます。令和元年１２月からは昭和地区社会福祉協議会の会長として地域の活動を行い、地域の活性化のためにご尽力されております。また、地域・学校からの信頼も厚く、特に今年度４月から開校した昭和五つ星学園義務教育学校・昭和五つ星学園幼稚園の開校・開園にあたり、開校準備委員会の会長として学校園・地域・保護者の意見をまとめ、五つ星学園の基礎となるグランドデザインや学園章・学園歌などの作成にご協力をいただきました。昭和五つ星学園義務教育学校の開校後も、学校運営協議会の会長として学校と地域の協働的な取り組みの推進に向け尽力され、学校教育の環境向上に大きく貢献をされています。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◆三宅委員 よく頑張っていたと思います。表彰に値すると思います。

◆三上委員 地域の方の信頼もとても厚い方だというお話は、学校に訪問した時に伺ったりしています。地域だけではなくて、学校との連携や設立に向けて教育委員会との連携もいただいているので、よいと思います。

◆久山教育長 ありがとうございます。それではお諮りいたします。この議案第２０号については可決ということではよろしいでしょうか。

(異議なし)

◆久山教育長 それでは、可決ということにさせていただきます。それでは次ですが、教育長報告ということで、私の方から２件報告、それから１件ご相談をさせていただきたいと思えます。１件目ですが、「オーストラリア中高生体験入学日程表」という資料があると思えます。これはオーストラリアのアデレード市のキューハイスクール、日本では中学校・高校の段階で１３歳から１８歳までのハイスクールです。このキューハイスクールから１２名の中高生がこちらに今来られています。昨日、歓迎式と対面式とを併せたような会をしています。総社西中学校との姉妹縁組で来ておりますので、西中学校で主に一緒に授業を受けています。２５日には昭和五つ星学園にも行き、交流をする予定になっています。この８月には、本市からも１２名、中学生がオーストラリアのキューハイスクールへ行っています。そういう交流を今まさに進めているところです。滞在は８日間、昨日の夕方こちらへ到着されたのですが、その前に１９日に日本へ来日されて、姫路城を見学されてから総社市へ来られて、２６日の朝発たれることになります。倉敷、広島、京都を見学されて、２８日に日本を発たれる予定です。西中学校を中心に生徒と交流を図ります。昨日対面式で、子供たちと

も会いましたが、オーストラリアの子供も割と日本人の中学生辺りの同世代の子供と似ているなという感じがありました。どちらかというとはにかんだ、緊張とか照れとか、そういう日本人の感覚、思春期の子供たちと非常に似た雰囲気があるなと思いました。日本の子どもたちも向こうで、ホストファミリーの方に非常によくお世話をしていただいて、いい人間関係を作って帰ってきました。同じようにおもてなしができたらと思っています。25日にはフェアウェルパーティーということで、お別れパーティーをサントピアとする予定になっています。次に2点目ですが、「旧維新小学校・旧維新幼稚園の跡地利用について」です。これまでも教育委員会で報告をさせていただいたことですが、昭和五つ星学園の設立と同時に、維新小学校と維新幼稚園が廃校になりました。その跡地問題をずっと検討しているわけですが、民間移譲というか譲渡か貸与かということも含めて決まっているわけではないのですが、岡山県森林組合連合会の話で以前したと思います。県の森林組合連合会からこの表で行きますと今年の3月4日の中間土場。色々なコストの問題で、旭川流域、吉井川流域には中間土場があって、県北から県南に運ぶ中間的なところで採れた木材については、中間土場へ置いてそこを販売所にするという計画があり、維新小・維新幼の跡地でしたいというお話が、3月4日にありました。そのことを13日に、私と副市長とで地元の説明に行っています。その時は特に、反対とか賛成とかということではなくて、地元ともそれまでは何回か話をしているわけですが色々な意見がありました。その中で、民間に譲渡ということも地域の中からも出ました。地域の方も色々なグループがあって、その中でやはり子育て世代からは、昭和地区には公園がないので子育てに活用できるような場所にして欲しいという意見も相当ありました。そういう意見がだんだん強まってきたというのもあり、7月30日には、備中南森林組合に行き、県森連からの話はあるけど、実際に備中南森林組合との直接的な話をしていなかったものですから、どういうふうに考えているのかということをお話しました。備中南からは色々な問題があるので、実際するとしたらハードルが高いということもおっしゃっていました。それからもう一つのハードルは、運搬するのに水内橋を大きな車が通れない。近い将来水内橋をかけなおす構想が岡山県であるようなのですが、それもはっきりいつということは決まっていない。そういう状況の中では、ちょっとどうなのかということもあって、この話は今ストップしているような状況です。ストップすると、だめならだめで次のことを考えないといけな。GOということであれば、それを具体的にどう進めていくか、地域とも話をし、というようなこともあって、あまりずるずると引っ張れないということもあって、昨日、備中南森林組合へ話をしに行ったということです。備中南としては、実施困難かなということであり、方向論も含めて県森連と十分話をし、欲しいということをおっしゃっている状況です。今のところはっきりした方向が定まっていらないのですが、総社市議会の文教福祉委員会の委員さんが、地元の人とも直接話をされたりして、議会でも問題意識が高まっているという状況になって、我々としてもしっかり考えて、できるだけ早く結論を出して進めたいと思っています。これは教育委員会の問題でもあるのですが、教育委員会だけの問題ではない、教育委員会の問題であるというのは、今まだ教育財産の状態です

から、将来的に学校とか、いわゆる教育に活用するわけではない使い方になるとしたら、それはもう教育委員会の手から離れるので、全市的に考えて進めていかないといけないと思っています。次に、ご相談というか状況をご理解いただいて、今後について一緒に考えて、今日結論が出るようなものではないのですけど、ご意見をお伺いしたいと思います。4月の教育委員会でもお配りした同じ資料なのですが、三上委員さんと瀬尾委員さんは初めて見られるかなと思います。これは、保育所とか、幼稚園、認定こども園など就学前教育の子供の数をここへ挙げております。上の表が今年度、下が令和5年度で比較できるようになっています。上の表で見ていただくと、私立の保育所と公立の認定こども園2園、それからやまて認定こども園のいわゆる保育部です。保育所プラス保育部。それから線の下が幼稚園プラス認定こども園の幼稚部ということです。この割合を5年度と比較してみていただきたいのですが、5年度は保育所と幼稚園が、53%対47%だった。今年は幼稚園の方にできるだけ多く子供を受け入れることによって、保育園の待機児童を減らそうと預かり保育を拡大したり、5年度からは幼稚園の給食を始めたりしてきたのですが、結果的には保育所が54%、幼稚園が46%ということで、差が開いてしまったという状況です。預かり保育のPRもしていたわけですけど中々そっちに流れてくれない。ただ問題なのは、幼稚園は3歳以上、この53%とか47%は、3歳以上の割合ですから、保育園は、0・1・2歳があります。待機児童の数が、その大きな表の下に2行あると思いますが、国の定義による待機児童が、4月1日現在9人です。それから、希望する保育所に入所できない児童数、いわゆる園限定、この保育所しか行かないという待機児童が124人。4月1日現在で去年は、国定義の待機児童が0人で、園限定の待機児童が116人でした。今はどうなっているかというと9月1日現在で9人が10人になっています。園限定の方は124人が172人になっています。昨年度の9月1日現在は、国定義0人が7人、園限定は116人が129人になっていました。昨年よりだいぶ待機児童が増えています。我々としては3歳以上をできるだけ幼稚園へ、空いたところへ保育園が受け入れやすいように、1・2歳児を含めて受け入れやすいような環境を作っていこうと努力をしているのですが、なかなか進まないのが実態です。その中で考えられる方法としては、幼稚園で満3歳児の受け入れ、現在の3歳児学級は、4月1日時点で3歳になっている子どもを受け入れている。それを年度途中で3歳になる子どもを幼稚園で受け入れることも考えていました。それから幼稚園の早朝預かり、今はロングタイム幼稚園ということで、8時から18時までしているのですが、朝仕事に間に合わないということもよく聞きます。そこで7時半開始にするとか。そうすると人員確保の問題とかもあるのですが、それも一つの案です。認可外との連携、朝夕は認可外保育所で預かっていただいて、認可外から幼稚園へ8時とか8時半に送っていただく、幼稚園で日中預かっていただいて、また認可外へ帰るということを実際している子ども若干名いますが、そういうことを進めていくというのも一つの方法かなと思っています。あとは幼稚園での英語教育、ICTなどの教育内容で魅力化を図る、そういうようなことも方法かなと思いますが、先ほど申しあげた1歳と2歳を幼稚園で受け入れられるのはどう頑張っても3歳からとい

うことで、保育園で3歳以上を幼稚園の方に移すことができれば、保育園がそれだけ空くから1歳2歳も受け入れやすくなるということはあるのです。それに加えて、幼稚園も預かり保育をほとんどのところが始めましたから、中心部はかなりいっぱいに近い。ところが周辺部は、ちょっと外れた総社北幼稚園、服部幼稚園、三須幼稚園、阿曾幼稚園だとかは割と余裕がある。部屋に余裕があるところもあります。その空いた部屋を活用して、小規模園民間委託といって、公立幼稚園と小規模の民間保育所とが同居するというようなことも考えられないかなど。170人をそこへ送って待機児童を0にしていくことは、それだけでは難しいけど、それも一つの考えかなと担当課からもアイデアとして出ております。何か手を打っていかないと数字は減っていかないということで、今大きな問題として教育委員会の中で考えている問題です。今申し上げたようなことを参考にさせていただきながら、ご意見やアイデアを出していただけたらありがたいと思います。

◆三宅委員 周辺部の空いているところというのはいいアイデアだとは思いますが、全般に言えるのですが、保育士さんが圧倒的に足りない状況で、どれだけやれるのかなと思います。

◆久山教育長 保育士不足ということが、全国的な問題として、よく話題になるのですが、こども夢づくり課から保育士不足の対応策について何かありますか。

◆大西こども夢づくり課長 私立の保育士に関しては、保育士支援金とか、対応の充実を図っているところもありますし、県内の養成大学へ訪問に行かせていただいて、なんとか総社市の保育士が足りていないというところをお願いしている部分もあったりするのですが、継続して今までしているのですが、大きい成果があらわれていないのが現状でございます。そういったところでは、先ほど教育長もおっしゃいましたように、幼稚園での、3歳から5歳という制限はあるのですけれども、そういったところを逆手に取りながら、定員割れを大きくしていますので、スペースはあるけれど保育士は足りていないというのが現状ですので、幼稚園の現状の保育士で見ていくのはなかなか難しいところがあります。幼稚園の中のスペースを活用した希望園への登録ですとか、民間の委託ですね、そういったところも踏まえながら考えていかないといけないというところもあります。

◆三宅委員 子供の数は減っていますから、成り手も減っています。いろんなところで取り合いで、医療関係も取り合っていますので。どうなのでしょう。退職した方とか、ちょっとお年を召した方でもなかなか難しいのですよね。

◆大西こども夢づくり課長 難しいですね。そういった方がいざ担任を持つとしたら非常に厳しい状況もありますので、支援・補助という形にはどうしてもなってしまって、細かいところで言えば、担任が不足しているという現状です。

◆久山教育長 子供の数が減っているという、今お話がありましたが、総社市は人口減を抑えていると言いますか、どんどん増加しているという段階ではないのですが、維持して微増くらいの状況ではあります。しかしながら0歳児、5年度の出生は例年より少ないです。

◆大西こども夢づくり課長 4月1日現在の未就学人口を載せています。0歳児が481

人です。5年度は516人です。0歳児の出生自体は減っています。

◆久山教育長 少しずつ減っている状況ではありますが。途中からの転入ということも多いのですが、それにしても生まれる子供の数が少ないと、その学年はずっと少ない。今後どうなっていくのかということもあるのですが、新しい保育所をここで作るということが、将来的に見ていいのかという問題もあります。作らずに何とか色々なことを工夫してキャパを広げていくというのが今の教育委員会としての方向性です。

◆三上委員 予算的なこととか、保育士の不足とか、難しいことがある中で、私は今、幼稚園と民間保との連携というのは、1つの案かなと思いました。例えば、お子さんが3人、1歳児と2歳児と4歳児がいた時に、幼稚園に預け保育園にも預けては、朝のバタバタした中で大変ですよ。それが幼稚園と保育園が一緒の場所にあれば、園舎は近くにもあるしここに預けようかと考えれば、幼稚園が増えて、保育園が少し減っていくというようなことになる可能性もあるかと思います。新しい保育園児を幼稚園にだけではなくて、兄弟関係も含めて、保護者に負担にならないところに預けるというのは、1つのいい案かなと思いました。

◆久山教育長 ありがとうございます。そういう狙いもあるわけなのですけれども、そこには保育士不足というのがやはりあって、同じ場所でも別の保育士さんが必要になってくる問題があります。先ほど子ども夢づくり課長が申しましたけれども、大学へ毎年、説明に回っているのですけれども、行くだけの価値があるのかなとは思っています。パンフレットとか色々なものを持って行ってPRするのは、やはり時間がかかっても足を運んで説明して、大学から学生へ簡単な説明を加えてPRしていただけたら、1人とか2人とかでも得られる。それだけでもそれは価値があることかなとは思っています。

◆三上委員 すぐに成果が表れることではないですけど、学校関係がボランティアを募集するにしても、やはり直接大学に行かせていただいて話をすると、そのうちに学生に直接話をしてくださいということになり、そうすると顔が見える関係ができるので、確保には繋がると思います。その分、教育委員会職員の方には労力があると思いますが、いい取り組みだなと思います。

◆久山教育長 大学との連携に加えて、高校生の保育園、幼稚園へのボランティアを受け入れることも積極的に進めていかないといけないと考えています。早い段階から関心を持つということが大事なので、そういうこともやっていこうと思っています。

◆三宅委員 保育園には退職して入れ替わりの多いところもあるのですが、定着するための対策とか、市では考えておられるのでしょうか。私立の保育園が多いのでなかなか難しいと思いますけど。

◆大西子ども夢づくり課長 定着の方が、先ほどお話しさせていただいた保育士支援金を一人あたり7万円支給させていただいております。ある程度定着と言いますか、総社市で7万円をいただけるのであればというところで、総社市内へ就業をしてくださるというところを見込んで対応しているので、成果が出ていればと思っています。

◆久山教育長 処遇面とともに働きやすさ、勤務時間管理とか、そういうことの決定も私立

でありますから、こちらが指示命令するという権限はないのですけど、そういうことを保育協議会にお願いしていくということは大事な事かなと思います。

◆瀬尾委員 男性で保育士さんっておられますか。

◆大西こども夢づくり課長 公立にもおられます。

◆瀬尾委員 女性の方って、結婚して子供を産んで、ちょっと育児したいという方が多いじゃないですか。自分の子の育児が終わってから戻られる方って、多いですか。

◆大西こども夢づくり課長 そうですね。戻られる方ももちろんおられます。

◆瀬尾委員 結局どの仕事に就いても、結婚・出産で外れていく方っておられますけど、その辺も男性も一緒に家のこと、保育士など今は全然いいと思うので、挑戦していただきたいなとは思いました。男性と遊んでいると、子供は楽しいですね。体力もあるし。ピアノとか、歌は苦手かもしれないですけど、そういうところは男性の方にも、若い方にがんばって欲しいなと思いました。

◆久山教育長 ちなみに公立幼稚園では、今は1人です。確かに女性職場と言われている職場の中で男性が入れば、雰囲気も変わると思います。

◆瀬尾委員 体力もあるので、私はすごくいいかなと思います。

◆三上委員 余談ですが、孫が通っている園に男性の先生がおられて、ピアノじゃなくてギターで歌を歌い、この前はお月見の時に、まっ黄色になって、自分の担当じゃないけどすごく楽しかったと言っていたので、男性の職場として希望される方が増えるといいなと思います。

◆久山教育長 この問題は、何年も前から大きな課題でして、人手不足を解決する決定的な方策があるわけではなくて、色々な方策を組み合わせるって一つのスタイルを作っていないといけないと思っていますので、継続的にご意見をお聞きしたいと思います。また、色々研究して教えていただけたらありがたいと思います。我々が考えたことはここでまた報告をさせていただきますので、よろしくお願いします。私からは以上です。それでは次に、報告事項に移ります。「9月定例市議会一般質問の概要について」事務局から説明願います。

◆江口教育部長 それでは、「令和6年9月定例市議会一般質問の概要について」ご報告をさせていただきます。この度の定例市議会では、4名の議員から教育委員会関連のご質問がございました。まず、太田議員でございます。放課後児童クラブの運営についてのご質問でした。放課後児童クラブの問題につきましては、学校教育課の担当者をはじめ、日々その対応に苦慮しているところでございますが、太田議員は池田小学校区の、放課後児童クラブの設立の際から関わっておられるということで、クラブでの問題の相談に乗られているということもございまして、今回ご質問されております。クラブを運営する中で発生する、様々な問題に対応するガイドラインの作成や、相談体制を整えていく方針について問うご質問でございました。答弁の主な内容でございますが、放課後児童クラブの運営につきましては、市が定めている総社市放課後児童クラブ設置運営基準というものがございまして、その中

に、解決が難しい問題が発生した場合の、教育委員会への報告、相談、協力、連携、こういったことの在り方について明文化するという改定を行っていく、また具体的な問題への対応方法も改定する中で工夫していくというような答弁をしております。次に頓宮議員でございますが、災害対応と認知症対策についてのご質問でした。1つ目の災害対応につきましては、各小学校を会場に、地域の防災組織等を中心に行われている防災訓練がございます。そちらに参加している子供が少ないといった状況から、参加を積極的に呼びかけてはどうかといったご質問でした。これに対しましては、各小学校で様々な防災教育を行っておりますが、そういった学習を基礎として、地域の方々と一緒に防災訓練を行うことは、大変意味があると思うので、学校を通じて子供の参加を積極的に呼びかけていくといった答弁をしております。2つ目の認知症対策については、フランス発祥の認知症ケア技術に「ユマニチュード」というのがあるそうです。詳しくは、日本ユマニチュード学会のHPに動画等が出ているので、お時間があれば見ていただければと思いますが、この「ユマニチュード」はフランス語で人間らしさを意味するそうです。見る、話す、触れる、立つ、の4つの柱に、人間としての尊厳とその人らしさを大切に、あなたを大切に思っています、あなたはここにいますよという、ケアを行う人の優しい気持ちを伝える技法ということでございますが、この技法を福岡市の小学校では、授業で活用しているようです。それから、いじめなどにも効果があるということで、総社市に於いても取り組んではどうかといったご質問でした。それに対しましては、総社市では「だれもが行きたくなる学校づくり」という中で、同じような目的での学習を行っていますが、「ユマニチュード」は認知症の方への接し方の手法でありながら、見る技術、話す技術など日々の人との接し方にもつながることから、今後、教育委員会職員が研究しその考え方を取り入れながら、心の通う対人交流の能力を養うための教育活動の充実を図っていく、と答弁をしております。次に、山名議員でございますが、山名議員からは合理的配慮、療育、小児医療についてのご質問でございました。まず、合理的配慮の方ですが、教育現場における合理的配慮、相談から配慮決定までの流れ、対応はどうなっているのか、またタブレット等を活用した学習支援の状況はどうかといったご質問です。それに対しましては、保護者や本人から合理的配慮の申し出、相談があった場合には、まず担任や特別支援教育コーディネーターが聞くこととしている。検討が必要な事項に関しては、各校に設置している特別支援教育に関する校内委員会で検討している。それで決定した合理的配慮については、全教職員が共通理解した上で指導に当たるようにしている。また、個別の教育支援計画等にも明記して、次年度や進学先へ引き継いでいると答弁をしております。タブレットの活用については、タブレットの音声入力や文字入力の活用、音声読み上げ機能のある教科書を用いた学習、発表やせりふを動画で撮って教室で流すといった様々な取り組みを行っているということ。こういった取り組みを行っている児童生徒の数が現在18人、小学校で14人、中学校で4人いるといったこと。今後校長会で、このような事例を共有し、積極的な実施を図っていくと答弁をしております。次に、療育についてのご質問の中のみまず1つ目ですが、児童発達支援や放デイの利用日数が総社市の基準では、「原則

月5日」となっておりますが、それでは少ないので見直ししてはどうかということ。また事業所に空きがなく、利用ができない状況にある、待機をしている児童がいるといった状況なので、事業所を増やす考えはないかといったご質問をされました。これに対しては、基準は原則月5日としているのですが、実際のところ子どもの障害特性や、保護者の状況等に応じて、ひと月当たり1日から最大23日までで、柔軟に対応しているというところですが、相談支援事業所の専門員によっては、原則月5日の捉え方に違いがある、例えば、月5日以上は利用できないと捉えている専門員の方がおられるといった事例があったようなので、教育委員会としましては改めて関係事業所へ周知を徹底すること、併せて事業所の確保というのも非常に重要な問題でありますから、今後、市内で開業を希望する事業所の情報があれば積極的に相談していきたいといった答弁をしております。療育に関する質問の2つ目ですが、言語通級指導教室を除いては、通級指導教室と療育は併用不可というふうに総社のルールではしておりますが、併用可能とすべきではないかというご質問でした。これに対しましては、総社市は併用不可としていた理由は、子供が複数の個所から指導を受けることによって、混乱するといったことを防ぐため、支援方針や内容を一本化しようということから療育と通級の併用は不可としておりましたが、一方で療育と併用することによって、子供の活動の幅が広がり、多くの経験を得られることや、保護者に取りましては、育児に関する相談先が増えるといったことで心理的負担が軽減されるといった面もあるのではないかと、そういったことから通級指導教室、所属校、療育の事業所が連携を深めることができれば、懸念していた複数個所からの指導による混乱ということが防げて、支援の一本化も図られるのではないかと考えるから、今後ですが、通級指導教室、所属校、療育事業所の連携を深める方策について協議していくと答弁をしております。併せてもし併用可能ということになりますと、増加が予想される利用者に対応できる人員の確保、特に通級側の、学校の先生の人員等につきましては、確保が難しい状況もございますが、そういったこともありますので検討していくというふうな答弁をしております。次に療育に関する質問の3番目ですが、不登校の児童生徒で、放課後等デイサービスを利用している児童生徒への支援を強化するため、教育現場と放デイ事業所の連携を強めていってはどうかというご質問でした。これは、今年度から障がい児支援を提供する事業所が受け取る報酬が改訂をされておまして、不登校児の個別サポート加算というのが新設されております。そういったことからご質問がありました。これに対しましては、保護者の了解を得ているということが前提となりますが、保護者と学校と事業所が必要な支援について話し合い、子供の状況に合わせた支援ができるようにすることは大切なことだと思う。今後事業所へ働き掛けていくとともに、連携の重要性や障害福祉サービスの報酬改定、加算、こういったことについて、校長会や担当者会で周知し、保護者と学校と事業所の一層の連携を深めていくといった答弁をしております。次に、小児医療費についてのご質問ですが、これは小学校児童の虫歯を減らして健康な歯を保つことで、小児医療費の削減につながるということが考えられるため、「集団フッ化物洗口事業」に取り組んではどうかといったご質問でした。これに対しましては、フッ化物洗口

マニュアルには虫歯のある子どもの割合が減少したといったことや、歯科医療費が軽減されたという報告がございますが、一方では子供に薬物を使うことに対する抵抗や反対する声があると聞いている。また、洗口液に希釈する前の顆粒の状態のフッ化物は劇薬であることから、ほかのものと区別して厳重に保管する必要がある。そのフッ化物を正確に希釈して各学級に配るといったことや、誤飲に注意する必要もあることから、担当者の精神面も含めた負担がかなり多くなることも考えられる。教育委員会としては、各学校での基本的な学習や取り組みを継続して行い、集団フッ化物洗口については歯科医師会や学校から意見を聞きながら慎重に検討していくといった答弁をしております。次に、溝手議員でございますが、いじめへの対応についてと企業誘致についてのご質問です。いじめ問題の方につきましては、後ほど教育長の方から詳しくご報告をさせていただきますので、企業誘致についてのご質問の方を報告させていただきますが、こちらは現在西阿曾地区で、岡山市に本社がある岡山土地倉庫株式会社が大型物流倉庫を建設する開発を進めておられます。そこで開発区域に企業の方が仮囲いをする予定です。その仮囲いに児童・生徒の絵を飾ることにしておりますが、それに対してその経緯・状況・目的、また教育委員会での指示で児童・生徒に絵を描かせる理由は何か、今後も新たに企業から依頼があれば同じように対応するのかといったご質問でした。それに対しましては、仮囲いにする絵の掲示ですが、教育長が学校に指示をしたわけではないということです。学校長に呼び掛けて、時期的にどうなのか、子どもに負担がかり過ぎないか、みんなで大きな絵を描くことが可能なのかということも含めて相談をしたということが事実です。どんな絵を描くか、内容については指示と言えれば指示になるかもしれないが、企業のイメージとかを描くのではなくて、教育長の考えとして、その地域を盛り上げるようなものにして欲しいということは話をしたということ。企業からは7月に社会貢献をしたいということでの申し出がありましたので、教育委員会としては子供たちの作品を見てもらえ、教育を目的に学校が対応できるようなら掲示したいと思い、学校に相談したというふうな答弁をしております。更に問いがありまして、製作を始める前に地元の意見を聞いたのかといったご質問をされましたが、それに対しては聞いておりません。良いことだと教育長、教育委員会は認識をしておりましたので、反対意見があるという認識は全くその時点ではなかった。そういう意見があるとしたら地元の代表の方には事前に相談すべきだったと思うといった答弁をしております。また、ほかの企業からも依頼があったらどうするのかといった質問には、市長の方が、いろんなケースがあるので、ケースバイケース、断る場合もあれば助けてあげる場合もあるといった答弁をされております。長くなりましたが、説明の方は以上です。

◆久山教育長 それでは続けて、溝手議員のいじめの対応についてということで質問がありました。6ページを見ていただきたいのですが、まず(1)①は、いじめ防止対策推進法をどう理解しているか、どう考えているかという質問でした。これは市長答弁も求められて、市長は平成25年に施行された法律で、こういう目的で、いじめの定義を「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児

童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」となっている、とこういう答弁を市長がしました。これがいじめの定義ということです。私からは、いじめの定義というのはこの法の施行前は、文科省の問題行動調査によって、定義が示されていました。それによると当時は、平成１８年からだったと思いますが、「心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じるもの」となっていた。要するに、攻撃ということが決定的に違います。今の法では攻撃ということももちろんだけど、そうじゃなくても何らかの行為で相手が傷ついたらそれはいじめだということで、それだけいじめの捉え方の幅が広がったということがある。これは問題を見逃さないようにする意図によるものだとも認識していると言っています。何もかもいじめのレッテルを張るというか加害者、被害者の決着をつけるために広げたわけではなくて、人間関係のトラブル、いじめ、そういう小さないじめも見逃さないようにする、そういう目的だと捉えていると。学校現場ではあらゆる教育活動の中で、いじめの防止に努めるとともに、問題を見逃さず的確に捉えて、問題が発生した場合には、事案に応じて背景とか人間関係も含めて十分調査をして、関係機関と連携しながら適切な対応をしていくのが大切であると、そうするための法だと認識していると答弁をしております。これは法によって、いじめの幅が広がったり、こういういじめの定義となったことで、私も校長をしていた時に感じたこともありますが、なぜ、こういう定義にしたのかということも認識していないと、しかも保護者等に説明ができていないと、定義が広がったことによって、新たな問題が発生する場合もあるということで、意図をしっかりと共通理解しておく必要があると思っています。それから次の質問は、被害者の将来と加害者の将来と、どちらが守られるべきかという質問なのですが、被害者の生命とか心身の保護、そういうことは徹底して行わないといけないけど、将来という意味ではどの子も一緒だと、どの子も将来を守る、将来に夢や希望が持てるようにするということは、学校教育の大前提なのだという答弁をしております。それからそのことに関連してですが、被害者が不登校や転校を選ばざるを得なくなった場合、それを引き留めて加害者を転校させるか、出席停止にさせる等の被害者を守る措置がなぜできないのかという質問です。法によって、強制的な転校というのはできないということをまず言っております。学校教育法施行令だと思いますが、これは保護者からの申し立てがあって、教育委員会がそれを認めて、転校ということになります。強制的な転校というのはできませんということです。それから出席停止は学校教育法で定められた制度もあります。しかし、これは懲戒行為ではない。学校の秩序を維持して、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために取られる措置であるということで、学校が粘り強く指導を行っても繰り返し問題行動等を行い改善が見られない場合に取りられる措置である。よほどの場合だったらできないことはない。令和４年度の調査でいじめによる出席停止が、全国で１件あったようです。そのような状況で、そうならないようにきちんと加害児童生徒に継続的に指導を行って、精神的な成長を促して、いじめを繰り返さないような指導をすることが最も大切だというような答弁をしております。それ

から④、定義で言ういじめではないのですが、県立操山高校の指導死ということです。教員の指導によって自殺を選んだということで、最近報道されているのは、岡山県教育委員会がそれを受けて再発防止策、それから教員の不適切な指導、パワハラ、こういうことについていろんな対策を案として示しています。ご遺族に示したところ、ご遺族は問題意識が低いということで、改善を求められた、案に対して改善を求められたということが報道に出ていました、そういうことから質問があったと思います。8ページの下のところですが県教委は、いろいろな基本方針、自殺防止対策や自殺事案発生時の対応など総合的な基本方針を策定したり、体罰防止ハンドブックに不適切な指導やハラスメントを加えた改定、生徒や保護者が不適切な指導やハラスメントに気づき、援助希求行動をとることができるための教育ビデオを作成したり、教職員の懲戒処分の指針や部活動の在り方に関する指針に、不適切な指導やパワハラに関する記述を追記して改定するという案をまとめています。この度、ご遺族から、その防止策案は、教師の恐怖心や不安を与えた威圧的な行動とか心身に過度な負荷を与えた行為など、自殺に至るまでの事実関係を網羅していないというご指摘があった。また、遺族の心のケアに対する考え方を追記すべきだというご意見をいただいたということでした。これは、すべての教職員の心に深く響くものになっていないというご指摘であると思う。そのことが問題意識の低さという表現になったのではないかと思うということです。ご遺族の思いをしっかりと受け止めて、再発防止策を教職員の心に深く響く実効性のあるものにして欲しいと考えているという答弁をしました。これについては、これによって教職員の部活動の在り方についてもそうだし、懲戒処分の指針についてもそうだし、基本的な考え方も含めて、色々な制度も関わっていきます。そういう中で教員の指導に対して一層社会の目が厳しくなるということもしっかり認識したうえで、子供の指導に当たって欲しいという話を校長会でも言ったところです。いじめ、操山高校の指導死について答弁をさせていただきました。何かこの一連の一般質問に関して、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

◆三宅委員 放課後児童クラブですが、これからますます希望者は増えていきますね。

◆久山教育長 どこまで増えるか見えないところがあります。大規模校でも増えているけど、小規模校でも利用する子どもの割合が増え、児童数は減っているのに、児童クラブの利用者は増えているところも出てきています。今、はっきりした待機児童がいるのは常盤小学校のクラブが12人くらい、中心部の大きいところ、常盤、総小、総社東、清音、中央、総社北は3年生まで、そのほかの規模が比較的小さいところは6年生まで。高学年になると人数がかなり減るのですが、大きいクラブは3年生までも待機児童が出る、また欠席ローテーションをしなければならないような状況が続いています。ここ数年は増えているという状況です。今年度中に総社東と中央と常盤は増設をする予定です。

◆三上委員 増設した場合の指導者の確保というのは。

◆久山教育長 これも保育士の確保と同じように、課題です。各クラブは指定管理ですから、運営委員会が任用するということになっていきますので、それぞれのクラブで探していただ

くことにはなりません。教育委員会としても丸投げというわけにはいきませんので、こちらも広報紙とかに載せたりしているところです。保育士にしてもこの指導員にしても、色々なところで人材不足、学校の教員もそうですから大きな課題として、また教育委員会でも何回も話題になると思います。次に部活動地域移行の推進について、事務局から説明願います。

◆矢吹部活動地域移行推進室長 失礼します。部活動の地域移行の推進についてご報告をさせていただきます。まず資料Ⅰ、令和6年度の取り組みについてでございます。①は今年度4月から開始されました、総社西中学校ハンドボール部の拠点校部活動参加制度でございます。総社東中から1年生の女子が1名入部して活動しております。中体連の大会にも参加できました。保護者の方からも大変喜ばれており、拠点校の導入は意義あるものと考えております。②は昨年度10月から地域クラブのモデルケースとして活動しておりますSOWA バスケットボールクラブが、地域クラブとして中体連主催の大会に参加したものでございます。県大会出場権を得ることはできませんでしたが、単独校ではチームを組むことができず、大会に出場できない生徒が大会に参加することができました。参加している生徒からは、一緒に活動ができ、大会にも参加でき、仲良くもなれてよかったという声を聞いております。③は昨年度から実施しております、総社中学校と昭和五つ星学園の合同部活動でございます。今年度は4月から9月9日までで、バスを35回運行しております。部活名の横の括弧書きが回数です。主に合同チームとして大会に参加するバスケットボール部とバレーボール部が活用しております。ソフトテニス部、吹奏楽部では、学校の必要に応じて合同の活動をしております。続いて、④文化・音楽系の地域連携についてでございます。地域指導者を含む吹奏楽部の指導者の方を、5月に浜松で行われましたジャパンバンドクリニックという全国規模の研修会に派遣し、研修を受講していただきました。指導者の感想の一部を掲載しておりますが、勉強になり、指導に生かしたいということです。また、吹奏楽部、合唱部の顧問の先生方と地域クラブ化について意見交換を行い、吹奏楽部は休日の活動場所の確保について顧問と意見を交換し、また合唱については合同で活動する回数を増やす、地域クラブの設置について関係者と意見を交換していくことになっております。⑤でございますが、一昨年度から公募で募集しております指導者の登録と派遣、育成の状況です。本日現在で指導者の名簿登録が、大学生8名を含む29名となっております。バスケットボール部やバレーボール部など17名を派遣しております。詳細は次の次の資料に登録者一覧を添付しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。また、総社市地域クラブ指導者育成研修会をACCアスリートキャリアセンターの協力を得て、今年度は3回のオンライン講義と1日の実技講習を集合形式で実施していただきました。教職員や地域部活動支援員、アシスタントなど20名が申し込みをし、チームマネジメント等に関し、最新の理論と実践について学びました。⑥企業との連携・情報共有でございますが、総社商工会議所、総社吉備路商工会に訪問し、地域連携について説明させていただきました。今後どのような連携ができるかというところで、引き続き意見交換をしてまいります。次でございますが、令和6年度学校部活動状況調査でございます。こちら、5月に調査したものでございま

すが、各校の部活動の設置種目と人数は記載の通りでございます。東西中と総中・昭和五つ星学園ではかなりの環境の違いがございます。部活在籍生徒数は4校の合計で1592人で、加入率は全生徒の79.9%でありました。次の資料は先ほどご説明させていただきました、外部指導者であります地域部活動指導者の名簿登録者一覧でございます。学校のニーズとマッチングができた上で17名を各校に配置させていただいております。学校別では、総社東中に2人、総社西中に5人、総社中に6人、昭和五つ星学園に4人の配置でございます。なお、今回は資料がございませんが、地域連携で別に部活動指導員も全校に計9人配置しております。続きまして、資料2でございます。8月19日に開催させていただきました、令和6年度第1回総社市部活動地域移行推進協議会の概要についてでございます。今回は片岡会長以下、計13名の出席、2名の欠席で協議を行いました。今回の協議は、「拠点校方式の進め方について」を議題として協議いたしました。ポイントの主なものといたしましては、点線で囲っておりますが、生徒がやりたいけどできないという環境の解消を目指す。そのために、できることを1つずつ積み重ねていくことを目指します。拠点校方式の進め方について、生徒のニーズに応える部活動の在り方について協議していこうとするもので、事務局で拠点校の方向性を定めて、拠点校種目の検討をしてみたいです。また、今後の拠点校方式の拡充検討に伴い、自力で移動が困難な場合への、雪舟くん、総社市版ライドシェアなど、新たな交通手段の活用を検討いたします。地域移行推進の課題といたしまして、大会やコンクールへの参加条件で合同部活動の制限や、地域クラブで参加しにくい場合があるということが顕在化しているとのことでもございました。これらは部活動の地域移行推進の課題として、県や中体連などに働きかけてまいります。次に資料3、地域クラブの大会参加状況でございます。中体連主催の大会には、令和5年度から地域クラブの参加が可能となっております。この表は令和6年度の岡山県の中体連大会に参加したクラブチームの状況でございます。バスケットボールの24年度の1が本市のSOWAバスケットボールクラブでございます。次に資料4でございますが、今年度7月に市内中学校の生徒、保護者、教職員を対象に実施いたしましたアンケート結果のまとめでございます。主だったものをご報告させていただきます。生徒の地域クラブ活動を含む部活動の満足度でございますが、肯定的回答が81.3%となりました。昨年度実施したアンケート結果より割合が若干高くなっております。続いて、教職員へのアンケートでございますが、地域の指導者として関わることについての質問が、21.6%の教員が指導者として関わることを希望しているというような結果になっております。保護者対象のアンケートで、昨年度と同様に地域クラブ活動の費用負担について尋ねた結果は、月額2000円程度の割合が23.4%で一番高くなっております。昨年度と比較しても大きな金額の変化はございませんでした。最後のページに民間クラブでの月当たりの費用、こちらが月額10000円以上の割合が33%と高くなっており、保護者負担が大きいことが分かりました。これらのアンケート結果は、地域移行推進の施策検討の基礎データの収集として、今後も定期的に調査してまいります。部活動地域移行推進室からの報告は以上でございます。

◆久山教育長 それではこの件につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

◆三宅委員 見させていただいたところ、いろいろ課題はありますが、結構うまくいっているのではないかなという印象を持ちました。以上です。

◆久山教育長 ありがとうございます。合同部活動を去年から、総社中と去年の昭和中で始めて、部によって軌道に乗っているところとそうでないところとなかなか合同が困難なところもあるのですが、まあまあ進んでいる状況です。それから次の段階として、拠点校方式、ハンドボール部を今、しているのですが、これをどうやって広げていくか、これも総社中と五つ星学園には限られたものしかないので、そこからほかの学校の、自分の学校にない部活動に加わるということを可能にしていく拠点校方式を、どのようにしていくかが、次の段階として取り組んでいるところです。指導者も、外部指導者は推進室のほうがんばってくれて、登録者が少しずつ増えているという状況です。

◆三上委員 学校部活動状況調査で、今年度加入率は79.9%と言われていましたけど、昨年度と比べて、今まで色々な地域移行に関わる施策がなされなかった頃と比べて、どうなのでしょう。

◆矢吹部活動地域移行推進室長 去年は、82.9%の加入率で、3ポイント下がっております。以上でございます。

◆久山教育長 下がった理由というのは、例えばクラブチームへ行っている、野球なら野球で、部活動に入らずにクラブチームや民間のクラブに入っているというような傾向が見られますか。

◆矢吹部活動地域移行推進室長 先ほどの資料3の参加クラブの、民間クラブと地域クラブ、両方ございますが、そちらへの加入者が増えてきているというような状況でございます。

◆久山教育長 この地域移行によって、中体連の大会の出場機会、民間クラブでも出場できるようになっています。そういうこともあって、民間クラブへという生徒は今までよりは増えているように思いますね。

◆三上委員 ということは、資料2の〈ポイント〉というところで、生徒がやりたいけどできないという環境の解消を目指すという文言があったのですが、3ポイント減っているのは地域移行が進んでいるから参加できないとかそういうことではなく、もう少し活動の幅が広がったということですか。中体連のそれに参加できるようにもなったので、学校の部活動だけではないものにも参加するようになったということですか。

◆久山教育長 民間クラブは以前からあって、部活動に入らずに民間クラブに行っているという子は今までにいたわけなのですが、それは中体連の大会には参加できなかった。ところが地域移行を進めていく中で、中体連の大会へ、地域移行をしたクラブもそうだし、民間クラブも参加できるようになった、ということでそちらへ流れていく傾向があって、条件が何かありましたかね。

◆矢吹部活動地域移行推進室長 まず先ほどの、今回クラブで出場した生徒数12クラブ69人が部活動ではなくて、クラブで参加されたということでございました。参加の基準で

ございますが、中体連が規定した指導者がいること、クラブではクラブ登録、選手登録が4月20日ごろまでという基準があるのですが、そこまでに選手登録をした生徒が参加できるというものでございます。以上でございます。

◆久山教育長 そういう条件をクリアしているから、民間クラブも参加できるということです。総社市の場合はややこしいのですが、民間クラブと地域クラブと言っています。地域クラブというのは、学校部活動から地域移行をした総社中・昭和五つ星学園の合同のバスケット、SOWA バスケットボールクラブは、民間クラブではありません。これは、学校部活動から地域移行したクラブということで、報酬等を市が出しています。

◆三上委員 先ほど2つありますよと言われた、地域クラブと民間クラブで言えば、地域クラブということで。

◆久山教育長 SOWA バスケットボールクラブです。

◆三上委員 子供の指導者であったり指導方法によったり、色々、子供が入りたいと思うところは違うと思うのですが、選びしろが増えたというふうにも捉えられるのでしょうか。学校の部活動、それから地域クラブ、民間クラブと。

◆久山教育長 地域クラブの、今はSOWA バスケットボールクラブしかないのですが、その場合には、学校の部活動のバスケット部というのはないのです。移行したわけだから、そこを選択するというのは、学校部活動か地域クラブかを選択することはできないのですね。それと民間クラブでバスケットをしている子もいます。そのあたりが非常に複雑になっている状況があります。ただ、民間クラブへの動きというのは、色々な部で出てきています。バスケットもそうだし、陸上もかなり上位の成績を収めたのは、井原の民間クラブがあるのですが、そちらへ総社の子供が行って、全国大会へ出場もしています。

◆矢吹部活動地域移行推進室長 SOWA バスケットボールクラブは、総中と昭和五つ星学園は、土日の活動を地域クラブで、平日は学校で部活動をしています。

◆久山教育長 選ぶことはできない、というのは、学校部活動か地域クラブかを選ぶことはできない。ほかにありませんか。

◆三上委員 質問ではないのですが、資料4で肯定的回答の割合が81.3%であったということで、これを見ると合同での活動や、地域クラブでの活動がうまく進められていっているのかなと、連携が取れていっているのかなと、学校との部活動等とうまくいっているのかなという感想を持ちました。子供たちも満足していると。

◆久山教育長 ありがとうございます。ほかにございませんか。それではほかに、事務局のほうから報告事項はありませんか。よろしいですか。

それでは、次回の教育委員会の日程ですが、10月21日（月）午後2時から、総合福祉センター2階 教養研修室で開催いたします。

次に、11月の教育委員会の日程を調整したいと思いますので、事務局から提案願います。

*** 11月の教育委員会について日程調整***

◆久山教育長 それでは、１１月の教育委員会は、第１候補を１１月２２日（金）午後２時から、第２候補を１１月２５日（月）午後２時からで、児島委員さんにお伺いして決めたいと思います。

これで審議がすべて終了いたしましたので、本日の教育委員会を閉会いたします。

【閉会 午後３時４５分】